

指定調査機関現況報告書

環境大臣
〇〇地方環境事務所長
〇〇県知事

殿 … 報告先が環境省本省の場合
殿 … 報告先が各地方環境事務所の場合
殿 … 報告先が各都道府県の場合

いずれかを記入

以下のとおり当機関の現況を報告します。

令和 元年 〇〇月〇〇日

報告者 東京都千代田区〇〇
株式会社 △△
代表取締役社長 土木 浩二

【記載にあたっての留意事項】

- ・本現況報告書において、「法」とは「土壤汚染対策法」、「省令」とは「土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令」のことを指します。
- ・本現況報告書の記載にあたり、記載を別紙とすることはできません。また、万一、行が不足する場合は、その旨を申し出てください。
- ・本現況報告書の記載時点は、令和元年10月1日現在とします。

指定年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日										指定調査機関名		株式会社 △△	
指定番号	2013-△-△△△													
法人番号(13桁)	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*		
HPアドレス	https://sankaku.co.jp/dojokankyo/													
連絡先	所属部署	株式会社△△ 本社 土壤環境部												
	郵便番号	***-***			住 所	東京都千代田区〇〇								
	氏 名	土 壤 環				TEL	**-*****-*****			FAX	**-*****-*****			
	メールアドレス	☆_dojou@sankaku/co/jp												

【留意事項】

- ホームページアドレスは会社のトップページのアドレスを記載すること。
- 上記連絡先は、今後、環境省が指定調査機関に対して行うメール等による通知、連絡及び書類送付等の宛先となる。このため、メールアドレスは極力変更がないアドレスを記入すること。

[illegible]

「1. 役員」の欄は、代表取締役、取締役、監査役、会計
 参与、執行役、理事、監事について記載すること。(これ
 らの者が構成員である場合、「1. 役員」の欄に加え、
 「2. 構成員」の欄に必要事項を記載することとなる。)

[illegible]

「2. 構成員」の「氏名又は名称」の欄は、構成員が株主である場合、発行済株式総数の5/100以上の株式を有する株主のみを記載すること。「構成割合(%)」の欄は、株式会社の場合は発行済株式総数に対する割合を、持分会社の場合は出資の総額に対する割合を、%表示で記載すること。

3. 土壌汚染状況調査等を行う事業所

No.	事業所の名称	郵便番号	所在地(住所)	電話番号	業務を行う都道府県
	例) 本社	100-0000	東京都千代田区霞が関X-X-X	FF-FFFF-FFFF	12,13,14
1	本社	100-0000	東京都千代田区〇〇	**-*-*-*-*	10,11,12
2	関西支店	536-0000	大阪市城東区〇〇	**-*-*-*-*	8,9
3					
4	【注意事項】 事業所の登録の内容を変更する場合は、「変更届け出書」の提出が必要となります(ただし、市町村合併により所在地(住所)が変更した場合は不要)。 詳細は、「指定調査機関に関するガイドライン(平成31年3月版) 第4編-10 ①土壌汚染状況調査等を行う事業所の名称又は所在地の変更の届出(法第35条)」 (http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man/dojogl2019_4.pdf)を参照。 なお、現時点での登録の内容は環境省ホームページ(以下アドレス参照)に掲載されているので、掲載内容について確認してください。 (掲載アドレス) http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html				
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

【記載要領】

- i. 「事業所の名称」から「業務を行う都道府県」までの欄は、令和元年10月1日現在、届け出ているすべての事業所について記載すること。
※環境省HP「指定調査機関の一覧」:<http://www.env.go.jp/water/dojo/kikan/index.html> 参照。
- ii. 「業務を行う都道府県」の欄は、事業所ごとに下記のコード番号から該当する番号を記載すること。

<土壌汚染状況調査等の業務を行う都道府県コード>

都道府県	都道府県	都道府県	都道府県	都道府県
1 北海道	11 埼玉県	21 岐阜県	31 鳥取県	41 佐賀県
2 青森県	12 千葉県	22 静岡県	32 島根県	42 長崎県
3 岩手県	13 東京都	23 愛知県	33 岡山県	43 熊本県
4 宮城県	14 神奈川県	24 三重県	34 広島県	44 大分県
5 秋田県	15 新潟県	25 滋賀県	35 山口県	45 宮崎県
6 山形県	16 富山県	26 京都府	36 徳島県	46 鹿児島県
7 福島県	17 石川県	27 大阪府	37 香川県	47 沖縄県
8 茨城県	18 福井県	28 兵庫県	38 愛媛県	
9 栃木県	19 山梨県	29 奈良県	39 高知県	
10 群馬県	20 長野県	30 和歌山県	40 福岡県	全 全国

4. 技術管理者の選任の状況

No.	氏名	技術管理者証の 交付番号	技術管理者証 の有効期間の 満了年月	令和元年度 更新	配置事業所No.	雇用状況
	例): 調査 一郎	第*****号	令和***年***月	○	1	①
1	土木 健司	第*****号	令和***年***月	○	1	①
2	土壌 環	第*****号	令和***年***月	○	1	①
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

【記載要領】

- i. 「技術管理者証の交付番号」の欄は、省令第5条第1項の規定により交付された技術管理者証の番号(※第*****号)を記載すること。
- ii. 「技術管理者証の有効期間の満了年月」の欄は、交付されている技術管理者証が満了する年月を記載すること。
なお、技術管理者証の更新手続き中の場合は、更新前の満了年月を記載すること。
- iii. 「令和元年度更新」の欄は、技術管理者証の更新手続き中又は令和元年度中に手続き予定の場合、○印を記載すること。
- iv. 配置事業所No.の欄は、「3. 土壌汚染状況調査等を行う事業所」で記載した事業所の「No.」を記載すること。
- v. 「雇用状況」の欄は、以下から該当する番号を記載すること。
 - ① 自ら採用・雇用した正社員等である場合(ただし下記②を除く)
 - ② 上記①のうち、再雇用、再任用等による常勤者
 - ③ 上記以外の出向者等である場合

5. 情報開示の状況

情報開示の実施状況	①又は②を選択した場合	情報開示を実施しているホームページアドレス	
②			
④を選択した場合 情報開示の予定	③を選択した場合	情報開示の方法	その他の方法
		①	
③を選択した場合 情報開示を実施しない理由		ホームページで情報開示をしない理由	その他の理由
	③		
情報開示を実施しない理由		その他の理由	

環境省では情報開示を推奨しています。

「土壌汚染対策法に基づく指定調査機関の情報開示・業務品質管理に関するガイドライン(新改訂版)平成30年3月」
(http://www.env.go.jp/water/dojo/gl-man/gl_disc-qc/1_full.pdf) (以下「ガイドライン」という。)を参照のこと。

【記載要領】

i. 「情報開示の実施状況」の欄は、以下より該当する番号を記載すること。

- ① 自らのホームページでガイドラインに沿った情報開示を実施している場合
- ② 自らのホームページでガイドラインとは異なる様式で情報開示を実施している場合
- ③ ホームページ以外の方法で情報開示を実施している場合
- ④ 情報開示を実施していない場合

ii. 「情報開示の実施状況」で①又は②を選択した場合、会社のトップページではなく、情報開示をしているホームページアドレスを記載すること。環境省ホームページにおいて、当該アドレスにリンクさせることになります。

③に該当する場合、最新の情報開示内容を本報告書とともに1部提出してください。また、④に該当する場合、別添の情報開示項目の様式に記入の上、本報告書とともに1部提出してください。

なお、「調査の実績」は平成28～30年度(3年分)のものへと更新をお願いいたします。

※毎年、当該情報開示のホームページ更新の際に環境省のホームページとのリンクが切れるケースが多くみられるため、ホームページアドレスは、毎年同じアドレスにしておいてください。

iii. 「情報開示の実施状況」で③を選択した場合、「情報開示の方法」の欄は以下の番号から記載すること。

- ① 依頼があれば情報開示している
- ② パンフレット等に記載している
- ③ その他(その他の方法欄に記入してください)

iv. 「情報開示の実施状況」で③を選択した場合、「ホームページで情報開示をしない理由」の欄は、その理由としてもっとも当てはまる理由を以下の番号から記載すること。

- ① 不特定多数による閲覧を避けるため
- ② 情報の更新に手間がかかるため
- ③ その他(その他の理由欄に記入してください)

v. 「情報開示の実施状況」で④を選択した場合、「情報開示の予定」の欄は、以下の番号から記載すること。

- ① 3カ月以内に情報開示を行う予定
- ② 半年以内に情報開示を行う予定
- ③ 情報開示を行う予定はない

※今後、ホームページにより情報開示を行った場合は、環境省ホームページにリンクするため、環境省土壤環境課に連絡をお願いします。

vi. 「情報開示の予定」で③を選択した場合、「情報開示を実施しない理由」の欄は、その理由としてもっとも当てはまる理由を以下の番号から記載すること。

- ① 法に基づく調査実績がないため
- ② 指定調査機関の廃止を検討しているため
- ③ 情報の集計・更新に手間がかかるため
- ④ 情報開示にメリットを感じないため
- ⑤ その他(その他の理由欄に記入してください)

6. 調査業務の実績(平成30年度)

※8～9頁の【記載要領】を確認の上記載すること。

(1)－1 法に基づく土壌汚染状況調査

(法第3条、第4条及び第5条により土地の所有者等に調査義務が生じる調査)

[illegible]

(1) - 2 法に基づく土壌汚染状況調査

(法第16条により搬出する土壌の調査)

[illegible]

(2) 条例に基づく土壌汚染に係る調査
(条例・要綱等により調査義務が生じる調査)

No.	調査の種類	件数	汚染の有無			受注金額 (千円)	調査依頼者 との関係		他社への業務委託状況		
			有り	無し	調査中		関係	件数	委託内容	件数	
1	試料採取及び分析を伴う調査	12	8	2	2	12,600	①		①		
							②				
							③		②	3	
							④				
							⑤		③		
							⑥				
							⑦	13	合計	3	
2	土地利用履歴等の資料等の調査のみを行った調査	25				4,521					
3	搬出土壌の試料採取・分析を行った調査	8				5,000	①				
							②				
							③				
							④				
							⑤				
							⑥				
							⑦				
計		45				22,121					

(3) 上記(1)及び(2)以外の土壌汚染に係る調査
(法又は条例により調査義務が生じるもの以外の調査)

No.	調査の種類	件数	汚染の有無			受注金額 (千円)	調査依頼者 との関係		他社への業務委託状況		
			有り	無し	調査中		関係	件数	委託内容	件数	
1	試料採取及び分析を伴う調査	5	1	4	0	4,570	①		①	2	
							②				
							③		②	2	
							④	2			
							⑤		③		
							⑥				
							⑦	3	合計	4	
2	土地利用履歴等の資料等の調査のみを行った調査										
3	搬出土壌の試料採取・分析を行った調査	8	4	4		5,520	①				
							②				
							③				
							④				
							⑤				
							⑥				
							⑦	8			
計		13				10090					

(4) 下請けとして受注した土壌汚染に係る調査

No.	下請業務の種類	件数	受注金額 (千円)
1	土壌試料の採取業務	40	65,000
2	土壌試料の分析業務	15	31,200
3	土壌試料の採取業務及び分析業務	55	85,500
計		110	181,700

【記載要領】

<全般的事項>

- i. 本項に実績として記載する対象は、平成30年度(平成30年4月1日～平成31年3月31日)中に受注した土壤汚染に係る全調査(元請だけでなく下請として受注したものも含む)とし、結果報告時期が令和元年度に入ったものも含む。
- ii. 元請として受注した調査は、「(1)－1法に基づく土壤汚染状況調査(法第3条、第4条及び第5条)」 「(1)－2法に基づく土壤汚染状況調査(法第16条)」 「(2)条例に基づく土壤汚染に係る調査」 「(3)上記(1)及び(2)以外の土壤汚染に係る調査」の欄のうち、該当する欄に記載すること。
- iii. 下請として受注した調査は、「(4)下請として受注した土壤汚染に係る調査」の欄に記載すること。なお、(1)～(3)の欄には下請として受注した調査は含めないこと。
- iv. 「件数」は、受注した件数毎にカウントすること(例:1つのサイトで3件の調査を受注すれば3件となる)。
- v. 「調査の種類」毎の件数及び受注金額の集計にあたり、1件で複数の種類を含む案件がある場合は、その主たる内容から判断して、いずれか1つの種類に分類して集計すること。
- vi. 「汚染の有無」において、「汚染有り」とは、調査の結果以下に該当する場合とし、「汚染無し」とはそれ以外の場合とする。なお、調査の結果が確定していない場合は「調査中」とする(「(1)－1 法に基づく土壤汚染状況調査(法第3条、第4条及び第5条)」では、地歴調査のみを行っているケースもあることから「汚染のおそれ有り」を選択できることとした。詳細は個別事項を参照すること。
 - 法に規定する特定有害物質による土壤の汚染状態が、区域の指定に係る基準に適合しない場合
 - 油類(ベンゼンを除く)を含む土壤について、対策が必要と判断された場合
 - ダイオキシン類による土壤の汚染に係る環境基準を満たさない場合
- vii. 受注金額(委託金額)には消費税額を含み、千円未満があるときは百円の位を四捨五入とすること。なお、工事等と一体となって受注した場合は、土壤の調査にかかる受注金額のみ記載すること。
- viii. 元請と下請の区別については以下によること。
 - 元請…土地の所有者等より直接受注した場合
 - 下請…元請以外の場合

<個別事項>

「(1)－1 法に基づく土壤汚染状況調査(法第3条、第4条及び第5条)」及び「(1)－2 法に基づく土壤汚染状況調査(法第16条)」に係る記載要領

- i. 元請として受注した調査について、1件毎に記載すること。
- ii. 「調査受注時期」の欄は、土地の所有者等より調査を受注した時期を年月単位(例:平成30年10月)で記載すること。「行政への報告時期」の欄も同様(「行政への報告」とは、法に基づく土壤汚染状況調査等の結果報告として、土地の所有者等が都道府県又は法に規定する政令市に対して行った報告のことを指す)。
- iii. 「汚染の有無」の欄は、以下より該当する番号を記載すること((1)－1のみ記載)。④は地歴調査を行い汚染のおそれが確認されたものの、試料採取等は自機関で行っておらず汚染の有無が不明の場合に記載すること。
 - ① 汚染有り
 - ② 汚染無し
 - ③ 調査中
 - ④ 汚染のおそれ有り
- iv. 「他者への業務委託状況」の「委託内容」の欄は、以下より該当する番号を記載すること。
 - ① 他者へ業務委託していない場合
 - ② 土壤試料の採取業務について他者へ業務委託している場合
 - ③ 土壤試料の分析業務について他者へ業務委託している場合
 - ④ 土壤試料の採取業務及び分析業務について他者へ業務委託している場合
- v. 「他者への業務委託状況」の「委託先」の欄は、以下より該当する番号を記載すること。
 - ① 委託先が指定調査機関である場合
 - ② 上記以外である場合
- vi. 「土地の所有者等との関係」の欄は、貴機関からみて土地の所有者等が、以下のうちいずれに該当するかを番号で記載すること。
 - ① 貴機関自身
 - ② 貴機関に財務及び事業の方針等の決定を支配されている者(例:会社法上の子会社)
 - ③ 貴機関の財務及び事業の方針等の決定を支配している者(例:会社法上の親会社)
 - ④ ③に該当する者に、財務及び事業の方針等の決定を支配されている者(例:共通の親会社を持つ会社)
 - ⑤ 上記に掲げるもの以外で、貴機関の役員の過半数が現に役員や使用人を務めている者
 - ⑥ 上記に掲げるもの以外で、貴機関の役員の過半数が過去2年間に役員や使用人を務めていた者
 - ⑦ 上記に掲げるもののうち、いずれにも該当しない者

「(2) 条例に基づく土壌汚染に係る調査」に係る記載要領

i. 「件数」の欄は、元請として受注した調査について、No.1～No.3により区分した調査の種類毎に分類した合計件数を記載すること。

ii. 「汚染の有無」の欄は、「件数」の欄に記載した合計件数を、汚染有り、汚染無し、調査中の区分毎に振り分けて集計した件数を記載すること。（「件数」欄＝「有り」欄＋「無し」欄＋「調査中」欄となる。）

iii. 「受注金額」の欄は、合計の受注金額を記載すること。

iv. 「調査依頼者との関係」の欄は、貴機関からみて調査依頼者が、上記「(1) 法に基づく土壌汚染状況調査」の「土地の所有者等の名称とその関係」の欄の記載要領における①～⑦の関係ごとに、件数を記載すること。なお、この件数の合計と調査の種類ごとの合計は同じでなければならない。

v. 「他社への業務委託状況」の「件数」の欄は、他社へ業務を委託した調査についての合計件数を記載すること。

vi. 「他者への業務委託状況」の「委託内容」の欄は、以下の該当する番号ごとに、件数を記載すること。

- ① 土壌試料の採取業務について他者へ業務委託している場合
- ② 土壌試料の分析業務について他者へ業務委託している場合
- ③ 土壌試料の採取業務及び分析業務について他者へ業務委託している場合

「(3) 上記(1) 及び(2) 以外の土壌汚染に係る調査」に係る記載要領

上記「(2) 条例に基づく土壌汚染に係る調査」に係る記載要領」と同様の要領で記載すること。

「(4) 下請として受注した土壌汚染に係る調査」に係る記載要領

i. 「件数」、「受注金額」の欄は、上記「(2) 条例に基づく土壌汚染に係る調査」に係る記載要領」と同様の要領で記載すること。